平成30年2月1日

平成30年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

### 平成30年第1回(2月)岬町議会臨時会第1日会議録

- ○平成30年2月1日(木)午前10時00分開議
- ○場 所 岬町役場議場
- ○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 坂 原 正 勝 2番 辻 下 正 純 和 勝 弘 3番 田 5番 渞 工 晴 久 6番 松 尾 囯 7番 反 保 多喜男 (欠 席) 奥. 野 学 8番 9番 出 実 10番 П 竹 伸 13番 中 晶 11番 原 晃 12番 小 Ш 日出夫 原

欠席議員 1 名

欠 員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯 教育次長 竹 下 雅 樹 敦 副 町 長 中 守 可 水道事業理事 鵜久森  $\Box$ 総務部理事兼 財政改革部理事兼 副 町 長 松 田 康 博 佐 藤 博 昭 まちづくり戦略室理事 しあわせ創造部理事 教 育 長 쑢 間 光 弘 波戸元 雅 まちづくり戦略室長 兼町長公室長 保 井 太 郎 しあわせ創造部理事 門 前 恵 子 兼政策推進担当課長 啓 総務部長 西 介 都市整備部理事 家 永 淳 財政改革部長 秀 都市整備部理事 早 野 隆 四至本 直 清 しあわせ創造部長 都市整備部理事 古 橋 重 和 多賀井 武 尚 危機管理監 都市整備部長 木 下 研 Ш 端 慎 也 兼危機管理担当課長

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕 議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成30年2月1日から2月2日(2日)

### ○会議録署名議員

13番中原 晶 1番坂原正勝

# 議事日程

日程1		会議録署名議員の指名
日程2		会期の決定
日程3	議案第1号	専決処分の承認について(平成29年度岬町一般会計補正 予算(第7次))
日程4	議案第2号	平成29年度岬町一般会計補正予算(第8次)について
日程5	議案第3号	特定事業契約の変更について(町営緑ヶ丘住宅PFI事業)
日程6	報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定)

#### (午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は11名です。欠席議員は1名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めております。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名 します。13番中原 晶君、1番坂原正勝君、以上の2名の方にお願いいたします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、2月1日から2月2日の2日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、2月1日から2月2日の2日間と決定いたしました。

それでは、本臨時会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。岬町長、田代 *堯*君。

○田代町長 ただいま、議長のお許しを得ましたので、平成30年第1回臨時会の開会に 当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわりませずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、群馬県の草津白根山が1月23日に前ぶれもなく突然噴火し、噴石により死傷者が出ました。

被災者の皆様に心よりお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

また、昨年は局地的な豪雨や台風などの多くの被害が全国的に発生いたしました。台風の影響で男里川の鉄橋が傾くなど、住民の皆様の通勤、通学などの日常生活に多大なる影響を与えました。

南海電鉄や関係者の皆様の迅速な復旧活動によって大きな混乱を回避することができ、皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。

岬町におきましては、一部、山間地域で林道が通行できなくなるなどの被害も生じました。被害の発生は誰にも予測できません。岬町としましても、住民が安心、安全に暮らせるまちづくりに引き続き邁進してまいります。

さて、本臨時会にご提案申し上げております議案につきましては、専決処分の承認について(平成29年度岬町一般会計補正予算(第7次))が1件、平成29年度岬町一般会計補正予算(第8次)についてが1件、特定事業契約の変更について(町営緑ヶ丘住宅PFI事業)が1件、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)が1件、以上、議案3件、報告1件でございます。

何とぞ、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

- ○道工晴久議長 町長のあいさつが終わりました。
- ○道工晴久議長 日程第3、議案第1号「専決処分の承認について(平成29年度岬町一般会計補正予算(第7次))」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第3、議案第1号、専決処分の承認について(平成29年度 岬町一般会計補正予算(第7次))につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、昨年10月22日の台風21号により被災した箇所の復旧に係る国庫負担金等の決定及び岬ゆめ・みらい基金寄附金の増加に伴う関連予算に係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年1月9日付で専決処分したものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,206万7,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,644万8,000円とするもので ございます。 2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては9ページから12ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、国費申請に係る災害復旧費の決定に伴い1,006万5,000円を計上しております。

内容といたしましては、河川災害復旧費負担金686万2,000円を、農地災害復旧事業費補助金93万6,000円を、林業施設災害復旧事業補助金226万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、ふるさと納税といたしまして岬ゆめ・みらい寄附金4億円を 計上いたしております。

繰入金につきましては、1億6, 860万2, 000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金447万9, 000円、謝礼品の送付等を行うための財源といたしまして岬ゆめ・みらい基金繰入金1億6, 412万3, 000円をそれぞれ計上いたしております。

町債につきましては、河川災害復旧事業の実施に伴い、河川災害復旧債340万円を 計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては13ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、1億6,412万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、ふるさと納税に伴う岬ゆめ・みらい寄附金謝礼9,913万6,000円、ふるさと応援サイト掲載料5,341万円などの関係経費を計上するものでございます。

災害復旧費につきましては、1,794万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、東畑地区の農地災害復旧工事231万8,000円を、淡輪地区林道本谷線及び孝子地区孝子犬飼谷線の林道災害復旧工事354万2,000円を、東川、石倉谷川及び伊豆賀川の河川災害復旧工事1,208万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては4億円を計上いたしております。内容といたしましては、岬ゆめ・みらい基金寄附金を積み立てるための岬ゆめ・みらい基金積立金でございます。

次に、4ページをご参照願います。第2表繰越明許費をごらんください。

農業施設、林業施設、河川に係る各災害復旧事業につきましては、翌年度への繰り越 しが見込まれることから、繰越限度額を設定するものでございます。 金額につきましてはごらんのとおりとなってございます。

続いて、5ページをご参照願います。第3表地方債補正をごらんください。

河川災害復旧事業の実施に伴い地方債の限度額を新たに追加するものでございます。 なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。
- ○中原 晶議員 台風の被害に対する実際の工事費等が今回、承認の提案がされている専 決処分をされたということでありますが、12月の議会で国費の申請のために測量設計 委託料が計上されていたと思いますが、農地と林業施設の災害復旧にかかわっての申請 について、申請した後の経過や結果を参考までにお聞きしておきたいと思います。お願 いいたします。
- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

農地につきましては1件、それと林道につきましては2件、林道本谷線と、それから 孝子犬飼谷線の2件になってございまして、これにつきまして国のほうに申請させてい ただきまして、12月下旬でございましたが、国の災害査定を受けまして、今般、国費 の歳入予算計上させていただいていますが、その形で国費の査定が決定された状況でご ざいます。

実際に発注する必要とする工事費につきましては、予算書の14ページにも掲載しておりますけれども、農地災害復旧費として231万8, 000円。それから林道災害復旧費として354万2, 000円を計上させていただいているという状況になってございます。

- ○道工晴久議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 12月の議会のときに申請をされていたもの全てが採用はどうやらされなかったのかなと今の答弁を受けて認識しているんですが、林道については、確か12月の議会のときは3カ所対象となっているところがあったかなと思うんですが、今の説明ですと2カ所のみが採用ということになったということなのか、その点について確認をしたいと思います。

それで、その残り1カ所についてはどのように措置されるのかお尋ねをしておきたい と思います。よろしくお願いします。

- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

その件につきましては、申請に当たり大阪府とも相談させていただいたのですが、災害の査定の対象として難しいのではないかということで災害の申請、査定を断念したという状況でございます。

あとにつきましては、単独費で執行、整備する予定と考えてございます。

○道工晴久議長 中原議員、よろしいですか。

他にございませんか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 14ページのふるさと納税に関する件でお尋ねしたいと思います。

補正に上げないといけないぐらい多分納税がたくさん来ているのかなと思うんですけれども、現時点で報告いただきたいなと思うのが、まずは、ふるさと応援サイト掲載料というところで、ふるさと応援サイトはたくさんあると思うんですけども、今、何サイト掲載されているのかということと、あと、ちょっと調べてみますと家電がやっぱり多いのかなと思うんですけども、その家電と、それ以外の比率の割合というのがどれだけあるのかなということと、あと、昨年かその前の年に、国から家電の取り扱いについての注意だったりとか、規制というのが始まるよというのは聞いていたと思うんですけども、その辺の今後の見通しというんですか、家電がもう規制されてだめになってしまうんだよというところの判断といいますか、というのをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

- ○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。
- ○西総務部長 お答えさせていただきます。

今回、また再度12月の補正に続き補正をさせていただいております。これは、ふるさと納税というのは12月までの所得の確定によりましてできる寄附金というのが確定してまいりますので、どうしても年末に駆け込みが増えてくるという傾向がございまして、謝礼品の発送の経費等が不足してきたということから、今回、補正を上げさせていただいたものでございます。

現在、岬町のほうではポータルサイトといたしまして、ふるさとチョイス、ふるぽ、これはJTBが運営しているものでございます。それから、ふるなび、これについてはアイモバイルというところが運営している、この三つのポータルサイトのほうに掲載をさせていただいてございます。

それと、2点目の家電の割合がどれだけかということでございますが、一般的に家電の対象の寄附額というのは大きくなってまいりますので、寄附額からいきますと、ほとんどが家電で占めてくるというような状況となってまいります。

この家電の取り扱いについてということでございますが、昨年から総務省のほうから もふるさと納税の運用についていろいろ指針が出されているところでございまして、家 電につきましても一定の見直しが求められております。

ただ、本町といたしましては、総務省の指摘は指摘として検討はしていくということは考えておりますけども、今のところ、できればこの制度をそのままできるだけ続けていきたいなと考えております。

- ○道工晴久議長 松尾君、よろしいですか。 他にございませんか。竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 中原議員の関連でございます。災害復旧の工事で、台風の被害に遭われたところの工事といったことですが、基本的に町道、林道というのかな、町の所有の土地であって、個人の土地やものではないということですか、その線引きがどうか、どのような査定になっているのか、1回聞かせていただきたいなと思います。お願いします。
- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

林道につきましては、個人の出し合い道となってございます。災害につきましては、 災害復旧で国費申請して査定を受け、認めていただければ復旧できるという形になって ございます。

- ○道工晴久議長 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 もう全部が町や国の道路じゃなしに、個人の土地もあるという認識でよるしいんでしょうかね。もう1度お願いします。
- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。個人所有地もあるというところでございます。
- ○道工晴久議長 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 林道の話をお聞きしました。

農地も林道にかかわるところや河川にもまたがるところやあると思うんです。それも 個人の宅もあるということで間違いないですか。すみません、お願いします。

- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。農地につきましても個人の所有地、あぜである等々ございます。
- ○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

#### (「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより議案第1号「専決処分の承認について(平成29年度岬町一般会計補正予算 (第7次))」を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方 の起立を求めます。

#### (起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第2号「平成29年度岬町一般会計補正予算(第8 次)」についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第4、議案第2号、平成29年度岬町一般会計補正予算(第8次)について、ご説明いたします。

本件につきましては、去る12月定例会で提案させていただきました一般会計補正予算(第5次)におきまして町営緑ヶ丘住宅の既設住宅の解体に際し、外壁の仕上げ目地材にアスベストが含まれていることが判明したことから、これらの対策を行うため、社会資本整備総合交付金の交付を受けてアスベスト対策に係る事業を実施する旨の予算を提出させていただきました。

その後、本事業に係る社会資本整備総合交付金を平成29年度分として全額を確保することが難しく、平成30年度事業補助金として確保されることとなりました。

これに伴い、補助金を確保すべく工事費の12月補正予算の相当額を一旦減額計上し、 再度、平成30年度に予算化する予定でございます。

つきましては、必要な財源を最大限確保した上で事業を実施することが可能と考えて おりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,629万6,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,015万2,000円とするもの でございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8

ページ、9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、12月補正に係る社会資本整備総合交付金(緑ヶ丘住宅 PFI事業)6,858万円を減額計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金78万4,000円を増額計上いたしております。

町債につきましても、12月補正に係る公営住宅整備事業債6,850万円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。 3ページをご参照願います。 なお、詳細につきましては10ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

土木費につきましては、1億3,629万6,000円を減額計上いたしております。 内容といたしましては、12月補正予算計上額1億3,716万円からアスベスト対策 費の事業費の算定に必要な見積審査委託料86万4,000円を差し引いた金額を減額 するものでございます。

次に、4ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。

公営住宅整備事業債の減額に伴い限度額の変更を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんのとおりとなっております。

また、本補正予算による減額につきましては次の議案にかかわります契約について影響するものではございません。

と申しますのは、平成24年12月補正におきまして議決いただいておりますPFI 事業の債務負担行為の額内でおさまるというものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い 申し上げます。

- ○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。
- ○和田勝弘議員 この第8次の予算ですが、一応、減額するというのは、手続上は次の特定のあれにはひっかかるので、この点について減額するのは問題はないのか、ちょっと心配しているんですが、どうですか。もう一度、減額するについての答弁をお願いします。
- ○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。
- ○四至本財政改革部長 和田議員のご質問について答弁させていただきます。

この原案につきましては、先ほど申し上げましたように平成24年12月に債務負担

として公営住宅の緑ヶ丘のPFIにおきまして19億2,600万円という債務負担を 平成30年度までの間で設定しておりました。

ということですので、それに対して、その範囲内で工事を今度、次の工事として議案 のほうへ上程するわけなんですけども、それに係る部分として減額しても債務負担とし て確定しておりますので、全く影響はないということでございます。

- ○道工晴久議長 和田勝弘君。
- ○和田勝弘議員 今の説明でわかるのですが、関連するので次の予算で、この予算なしで 第3号議案の案件が予算なしで問題は本当にないんですか。

これで契約という、18億何ぼの契約ですけど、1億1,340万円の増額の契約ですけど、これ、予算なしでこういうことできるんですか。

- ○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。
- ○四至本財政改革部長 再度お答えさせていただきます。

あくまで、先ほど申し上げましたように、平成24年に、それに対して債務ということで進んで確定していきますという議決をいただいておりますので、全く自治法上の問題はございません。

ですので、次の歳出予算につきましては、先ほど申し上げましたように、平成30年 度当初予算のほうにその分を見込んでいくことによって歳出の予算としては確定すると いう形になります。

債務負担と申しますのは、将来にわたってどれだけ町が負担をしていくかということを平成24年の段階で決定されておりますので、その範囲であれば契約行為というのはなせるということでございます。

- ○道工晴久議長 よろしいですか。和田勝弘君。
- ○和田勝弘議員 私、ちょっと間違っていたらあかんので、予算の歳出と思って質問して たんです。

これ、一応契約ということになりますので、契約の承認をしたらいいということで、それで承諾したらいいんですかな。

- ○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。
- ○四至本財政改革部長 ちょっと説明が足らなかったようですけれども、契約は契約行為 として次の議案になってくるんですけども、要は歳出予算がなくて、恐らく契約行為が できるのかという疑問だと思うんですけれども、先ほど申し上げましたように、債務負担という形で将来にわたって、この工事において十九億何がしの債務を確定しております。

そうなりますと、その範囲であれば契約行為というのはなし得るということですので、

今回の予算は、本当でしたら平成29年度の間に工事を上げてしまえば12月補正の部分の額でやってしまうという形になるんですけども、ただ、今回、先ほども申し上げましたように、国庫の補助金のほうが平成29年度対応できないという状況がありましたので、契約をして支払うのは当然期間として平成30年までの期間を取るという形になりますので、支払いが平成30年になるということになりますと、会計年度が平成30年度になると。

その中で、平成30年度の予算を当初の中でそれに予算化することによって全て予算としては歳出予算として正しく組めたということになるということで、今回は、平成29年度中に工事を終わって支払いをするのであれば平成29年度補正の中で必要だったんですけども、支払いが平成30年度までにわたるということになりますので、今回、予算としてはその分を減額させていただいたという形でご理解願いたいと思います。

- ○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。
- ○中原 晶議員 今回の減額が中心ですけれども、予算の措置の提案ですが、12月議会 で提案をされて、それがこの臨時議会で行われ、取り下げをされると。12月議会といいますと、ついこの間という印象なんですよね。

そこで、1億円を超える金額の予算の提案をされて、当然、私どもも審議をいたしましたが、それがまた取り下げられるということになったいきさつについて、この場で改めてお聞きをしたいと思います。

私は素朴な疑問として、先ほど来説明の中で、国の交付金が今年度中に措置するのが難しくなったという、平たく言ったらお金が足らないようになったということだと思うんですが、国がそんなことをするのかなというのが素朴な疑問なんですね。

見通しが甘かったと考えるべきなのか、なぜこんな、ついこの間の議会に提案したものを数カ月のうちに取り下げるということになったのか、そのいきさつについて改めてお聞きをしたいと思います。

それから、その金額なんですが、今回、取り下げるのは工事費に係るものということのようですが、見積審査委託料については計上されるということのようで、その金額がこの財政調整基金繰入金の78万4,000円という、これになるのか、そのあたりの金額についてもお聞きをしておきたいと思います。

それから、工期の変更が必要かどうかについてもお聞きをしたいと思います。

12月議会のときの会議録を改めて確認をしましたが、事業委員会の審査の中では、 工期についてはできるだけ早く終えたいということで、明確な時期についてはご答弁い ただいておりませんでしたので、当初、このアスベストにかかわる危険性があるという ことが発覚して改めて特別な対策、撤去工事が必要になったという時点で工期はいつま でを設定していたのか。

それから、今回のこの予算計上のおくれが生じるということになって工期がいつになったのか、そのあたりの工期についてお聞きをしておきたいと思います。

もう1個あった気がするんですけど、忘れてしまいましたので、三つお願いします。 すみません。

- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 まず、お答えさせていただきます。

1点目でございますが、12月に補正させていただいたものを今回取り下げるといういきさつでございますが、ご存じのようにアスベストにつきましては、9月で調査いたしまして、基準値以上のアスベストがあるということで、その対策に対して費用がかさむということで財源の裏づけといいますか、財源を確保する必要があるので関係機関といいますか、大阪府を通じて国のほうにもお話をし、進めておった状況でございまして、できるだけ工事を進める上において撤去についても進めていく必要があることから、国のほうにも並行して交付金の交付をお願いした状況でございまして、府、国のほうにおきましてもその辺何とか対応いただける状況も出てきた状況もあって、当初、12月に補正させていただいた状況でございます。

確かに言われるように、見込みとして計上させていただいたところもあるのですが、 基本的には大阪府と協議の中で確保できるのではないかということで、本町の確認不足 のところがあったのですが、進めさせていただいた状況です。

ところが、最終、交付金整理をなさったところ、なかなか平成29年度での交付というのが難しくて、平成30年度措置が可能であるということになってまいりまして、今回、申しわけないんですが減額、平成29年度予算については減額させていただいて、平成30年度予算の措置をさせていただく予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

それと、見積の審査の委託料でございますが、金額としましては86万4,000円 となってございます。

次に、3点目の工期の問題でございますが、どうしても撤去、建物を撤去する前にアスベストの対策を講じる必要がございますので、どうしても除去する期間がどうしても長く、工期が長くかかりますので、現在、除却に当たっては大体5カ月ほどアスベスト対策として5カ月ほどかかりますので、8月末に一応完了、除却して整地して工事が完了できるという状況となってございます。

- ○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。
- ○四至本財政改革部長 先ほどの答弁のほうで木下部長も申し上げてますけれども、ちょ

っと中原議員の質問の趣旨は、先ほどの審査見積委託料の財源のことをおっしゃってる と思いますので、再度説明させていただきます。

今回、財政調整基金の繰り入れということで78万4,000円ということでございます。今回、先ほど申し上げました見積審査委託料86万4,000円という形になっておりますけれども、8万円の差と申し上げますのは、12月補正のときに一般財源8万円というものがありましたので、その分は今も生きておりますので、合計契約としまして見積審査委託料は86万4,000円ということでございます。

- ○道工晴久議長 よろしいですか、中原 晶君。
- ○中原 晶議員 今回、取り下げるに至ったいきさつについてご説明をいただきました。 こういうことが頻繁に起こったら困る、多分、町としても担当者なんかも見込んでい たのに、えっということだったんだろうと思いますが、今後、こういったことができる だけないように進めていただきたいと思います。

ちょっと私は率直に言って、この提案そのものを聞いたときに驚きがあったんですね。 こんなに大きな金額のものが国からも予算措置がされる、町としても地方債組んだとい う提案をして、その後で見込みが外れたというか、そんなことってあるんだろうかと、 この責任はどこにあるんだろう、一体何でこんなことになったのかなという素朴な、し かしながら大きな疑問が生じたんですね。

こういったことがままあったら困るわけですので、よく協議もしながら、今後、こういったことが起こらないように気をつけて進めていただきたいとは思います。

そのときどきでいろいろな事柄は起こってきますから、防止のしようがないこともあり得るとは思いますけれども、私どもの議会に諮られるという時点ではほぼ間違いないということで当然かけておられたと思うんですけど、こういったことが繰り返し行われないように、よく注意をしていただきたいと思います。

それから、時期の問題で、当初は工期はいつ完了する予定だったのかということについてお答えをいただいていませんので、もう一度、その点についてお聞きしておきたいと思います。

- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えいたします。

当初につきましては、3月末に工事を完了する予定で進めておった状況でございます。

- ○道工晴久議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 当初は3月末ですので、今年度中に工事を終える予定であったということなんですね。

先ほどの答弁で、この特殊なアスベストの飛散を防ぐ特別な除却工事が必要だ、それ

には足場も含めて5カ月かかるというようにおっしゃられたんですけれど、12月の議会に提案をされて、どうして3月の末に終わる、5カ月かかるのではなかったんでしょうか。

ちょっとそのあたりについて、私もしゃべるの、これ3回目なんで、もうこれ以上は 聞けませんけれども、そのあたりについて、時期の問題でよくわかるようにご説明をい ただきたいと思います。お願いします。

- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

当初、12月に補正させていただいたおりも、基本的には平成29年度事業として 国・府の確保見込みもあるので、平成29年度事業として進めて、繰り越しを考えておった状況でございます。

基本的に、どうしてもアスベストの除却と解体を並行するというのは飛散の関係からできませんので、基本的にアスベストを除去してから解体に移らないとだめなものでございますから、どうしてもそれの除却に対する工事期間というのが必要になりますので、実際8月末になる予定で、工期変更もしていく予定でございます。

- ○道工晴久議長 他にございませんか。坂原正勝君。
- ○坂原正勝議員 見積審査委託料というの、初めて聞いたんですけど、86万4,000 円とお聞きしました。

去年の12月議会で増額補正のときは1億3,716万円でした。そのときの金額が、 これが妥当なのか、業者の言い値でないのかということは質問しました。

その後、見積審査委託料86万4,000円で見積審査をしたいということですよね。 その見積審査委託料として審査設計金額がいかほどになったのか、その辺を聞かせて もらえますか。

- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

見積審査につきましては、議員ご指摘のように12月に補正させていただき、業者のほうと協議して進めるということで協議をしておった状況でございますが、やはりアスベストの飛散のことがございまして、環境に対する配慮というのを一番に考えるべきものだということで、第三者機関になるんですけれども、そういう環境面にも配慮して、設計なり見積等を審査していただく調査機関がございまして、実際、当町の実績としましたら、し尿処理場やごみ焼却場のほうの修繕の見積等も審査していただいているという状況になってございまして、その辺について見積を審査していただきまして、それをもとに事業者のほうと協議をし、進めてまいりまして、今般、契約変更の議案を上程さ

せていただいたということでございます。

その額につきましては、1億1,340万円の増額をお願いするという状況となって ございます。

- ○道工晴久議長 都市整備部理事、家永 淳君。
- ○家永都市整備部理事 先ほどの部長の答弁の補足になりますけれども、基本的に査定を 受けたときには、査定する立場の方が現状の実勢ということで査定をしていただいてま す。

その中で、PFI事業につきましては、5年かけての事業ということで最終に差しかかってまして、特に足場なんかにつきましては、既に既契約ということでPFI事業者が下請と契約してきている経緯がございます。

単価的にはその辺で査定のほうとちょっと差があったんですけども、最後に査定官のほうの補足説明という形で、現状に応じた形で現場の実勢に応じた形で単価等を採用してもよいと、また、そういったところを踏まえて事業者と協議しなさいというようなお言葉もいただいてまして、査定の金額は若干違いますけども、その言葉を踏まえて業者と協議させていただいたと。その数字を今回追加変更の金額としてあげさせていただいております。

- ○道工晴久議長 他にございますか。竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 関連です。

先ほどの見積の委託という点で、この委託先というのは入札か何かで決めたのか。それか、随契組んで決めたのか。

それと、見積してもらう期間というのはいつなのか。

それと、私が気になるのは、見積してもらう業者が、今、PFIで工事をしてもらってる事業者と全く違う立場のところであるのかどうかというのが気になるので、その辺が明確になるような何か材料が欲しいなと思うんですけども、どうでしょう。よろしくお願いします。

- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 委託先への入札か随意契約かというまず1点目でございますが、特 殊な技術になってまいりますので、基本的に随意契約でさせていただいています。

先ほどのご質問の中でもちょっとお答えさせていただいている第三者機関でございまして、公共の関係のそういう設計とか工事とか、そういうのを審査している、そういう機関がございまして、そういう状況もあって随意契約をさせていただいているというところでございます。

その見積の審査期間につきましては、約1カ月ほどの期間を要しているところでござ

います。

その立場でございますが、第三者機関で、事業者側にも行政側にも属さないというと ころでございます。

○道工晴久議長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。反対ですか、賛成ですか。

- ○中原 晶議員 反対はいたしません。
- ○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。 それでは、中原 晶君。
- ○中原 晶議員 議案第2号、平成29年度岬町一般会計補正予算(第8次)について申 し上げたいことがありますので、この場で討論に参加したいと思います。

反対まではいたしませんが、先ほど来お聞き、申し上げてきたように、こういったことがたびたび発生しないようによく注意を払っていただきたいということを改めてこの場で申し上げるとともに、先ほどの答弁で工期の問題についてお聞きしたことに対して最後にお答えいただいたんですが、12月議会のときは、平成で申し上げますと29年度事業として進めていたので当初3月末の予定であったと。その先、繰り越しを考えていたと。

実質的には、今年の5月や6月ぐらいということを最初から実際の工期としてはそうなるであろうということをお考えであったということだと思うんですね。それが2カ月ぐらい後にずれるということでありますから、そういった場合は、当初から3月末を予定しているのではなく、実質の工期というものを私どもにお示しをいただきたかったなと思います。

後出しじゃんけんとまではひどい言葉を使いたくありませんけれども、そういったことにならないように、後で何かの変更や追加が行われるということは、できるだけ避けるようにしていただきたいなということを改めて申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ、要望としてこの場で申し上げておきたいことは、そこの工事に伴って子育て支援センターの職員、また調理場にお勤めの方々の駐車場がなくなっているという実情があるんですね。

それが工事が終わるまで、今年の8月の末まではその状態が続くということになりますから、子育て支援センターで何らかのイベントがあるときなどには影響が出てくるということも考えられますから、そのことについてもきちんと対応ができるように、そこ

は事業を行う担当課としても子育て支援課等と協力をして利用者に迷惑がかからないよ うに考えていただきたいと要望申し上げて賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第2号「平成29年度岬町一般会計補正予算(第8次)について」を 起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。 (起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第2号は可決されました。

○道工晴久議長 次の議案なんですが、先ほどの議案と多分内容的にはかぶってきてるので、あまり質疑がないと思うんですが、あるようでしたらここで一旦切らせていただきたいと思うんですけども、できれば、11時10分ぐらいまでには終了させていただきたいなと思いますが、ご協力いただけますか。

中原晶君。

- ○中原 晶議員 私は質問したいことありますけど、簡潔で。
- ○道工晴久議長 それでは続きます。

日程第5、議案第3号「特定事業契約の変更について(町営緑ヶ丘住宅PFI事業)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第5、議案第3号、特定事業契約の変更について(町営緑ヶ丘 住宅PFI事業)につきましてご説明させていただきます。

平成25年6月12日議決に係る町営緑ヶ丘住宅PFI事業特定事業契約(平成28年9月27日議決に係る変更契約を含む)の契約金額を変更する必要が生じたため、民間資金等活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前17億1,207万1,000円(うち消費税及び地方消費税の額8,237万5,629円)に物価変動率により調整した増減額(消費税及び地方消費税は含む)を加算して得た額を変更後18億2,547万1,000円(うち消費税及び地方消費税の額9,077万5,629円)に物価変動率により調整した増減額(消費税及び地方消費税は含む)を加算して得た額とするものでございます。なお、増額金額でございますが、1億1,340万円となり、うち消費税及び地方消費税は840万円の増額となるものでございます。

契約の相手方は、所在地 大阪府大阪市北区天満二丁目1番31号

名称 株式会社巴コーポレーション大阪支店

執行役員支店長 林 龍雄

所在地 大阪府大阪市浪速区難波中一丁目13番8号

名称 株式会社シマ

代表取締役 野田昌洋

所在地 兵庫県神戸市中央区旭通二丁目10番18号

名称 株式会社クオリア

代表取締役社長 芋谷貴之

所在地 大阪府堺市堺区向陵東町三丁3番22号

名称 株式会社共設工営

代表取締役 竹原芳雄

変更の内容ですが、平成29年4月3日に、厚生労働省から石綿飛散漏洩防止対策決定マニュアル2.10版の策定についての通知及び平成29年5月30日付で環境省から石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策についての通知がなされたことにより、本町としましては、同年9月1日、解体に当たり緑ヶ丘住宅の既存住棟4棟、1号棟から3号棟、6号棟、共同浴場、集会所の外壁仕上塗材のアスベスト含有量を調査を実施したところ、全ての建物において基準値を上回るアスベストが含有していることが判明し、既存建物の解体に当たりアスベストが飛散しないよう対策を講ずる必要が生じたものでございます。

なお、アスベストを含有する外壁仕上塗材を除去する範囲につきましては、配付させていただいております位置図に示します1号棟から3号棟と6号棟、それと緑7集会所、緑ヶ丘共同浴場の外壁で、裏面に立面図を参考でお示ししていますように、全ての外壁面及び軒天部等となるものでございます。

以上でございます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今回、工事される総面積を教えていただきたいのと、これ6棟あると思うんですけども、全ての面積の、もしできれば坪に置きかえたらどれぐらいになるのかなというのを教えていただきたいのと、あと、この会社の内部でアスベスト解体による専門的な部隊があるのかどうか、持っているのかどうかというのもお聞きしたいと思います。

- ○道工晴久議長 理事者答弁。都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

基本的には、除去する壁の面積でございますが、全体で6,679平米となります。 坪で言いますと、2,023坪になります。

除却について、それに携わる専門的な業者を配置して撤去に当たるというところでご ざいます。

- ○松尾 匡議員 外部の専門業者に発注するという事ですね。
- ○木下都市整備部長 そうですね。
- ○道工晴久議長 他にございますか。和田勝弘君。
- ○和田勝弘議員 ちょっと関連するあれですけど、除去というんですか、全ての除去をするのにどういうやり方で除去されるのか。

例えば、煙突を潰すときに、前のときは水で流したとか、そういうやり方があったんですが、これどういう除去の仕方をするのか、その点。

- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

除去の仕方でございますが、基本的に塗材にアスベストが入ってますので、飛散しない形、飛び散らないように除去をしないとだめだということになります。

作業手順で言いますと、撤去するのに当たって人力でやりますので、足場をまず組みます。足場を組んだ後、飛散しないように作業するスペースをビニールシートで覆って、それから後、除去するに当たって剥離剤というのがあるのですが、湿らせたような状況を剥離剤を塗って1日か2日放置して、湿潤状況になったところを人の手で全部、ケレン棒で落としていくという作業をします。

その落としたものを覆っていたビニールで全部包んで、集積して最終処分場へ持っていくということになります。

- ○道工晴久議長 他にございますか。中原 晶君。
- ○中原 晶議員 金額についてお尋ねをいたします。

今回、先ほどの議案でご説明いただいたとおり、工期がおくれるということになって、 その時期が変わることによって当初予定していた金額に影響が出たかどうか確認したい と思います。

それからもう1点、金額については12月議会でご提案いただいていたものより少し低い金額の変更の提案かなと思うんですけれども、それはその時期に影響するものと考えていいのか、12月の事業委員会のところでは、私ではありませんが、委員の中から金額についてできるだけ精査をして安くなるようにできないのかといった角度からの質

疑もあったところでありますから、そういった要因が働いてのことなのか、そのあたり についてお聞きしたいと思います。

- ○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

1点目の工期の関係で工事費の影響はないのかというところでございますが、基本的には除却に当たって工期が延びる状況になりまして、工期が延びることでの工事費が上がるというようなところはございません。

あと、削減につきましては、先ほど予算のほうでもお答えさせていただいておりましたように、第三者機関の審査も参考にしながら、事業者のほうと協議を重ねて最終的な合意に至ったという状況でございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。

他にございますか。

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第3号「特定事業契約の変更について(町営緑ヶ丘住宅PFI事業)」を起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

#### (起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第6、報告第1号「専決処分の報告について(損害賠償額の決定)」を議題とします。

本件について、報告を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第6、報告第1号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)につきましてご説明させていただきます。

本件は、町長において専決処分することができる事項、1件50万円以下において法律上、町の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することに該当するので、地方自治法第180条の第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分日につきましては、平成29年12月27日となってございます。

- 1、事故発生日時 平成29年6月21日(水)午後0時ごろ
- 2、事故発生場所 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川118番地の1先路上

この位置につきましては、本日配付させていただいております事故発生場所図をごらんください。多奈川西集会所付近の箇所となってございます。

- 3、損害賠償及び和解の相手方 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1266-1 土井健 -
- 4、事故の概要でございますが、相手方の所有するバキュームカーが、町道西2号線を走行中、コンクリート製の水路ぶたが破損し、バキュームカーが落下、バキュームカーのバンパー(前輪部)が破損したものでございます。
  - 5、損害賠償の額は15万8,306円でございます。

損害賠償の内訳は、破損したバンパーの交換と右ドアの鈑金塗装代となっております。 なお、損害賠償額につきましては、全額全国市町村会総合賠償補償保険から補填を受 けるものでございます。

なお、破損したコンクリート製の水路ぶたにつきましては、このような事故が発生しないよう、ふたを取りかえるのではなく、現場コンクリート床板打ちとしたものでございます。

また、周辺に同様な箇所がないか確認を行いまして、破損のある箇所については同様の対応を行ってございます。

今後におきましては、より一層の安全パトロール等により道路管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○道工晴久議長 これをもって報告を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これをもって、日程第6、報告第1号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定の報告)を終わります。

以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年第1回岬町議会臨時会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございます。ご協力ありがとうございました。

(午前11時15分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、 ここに署名する。

平成30年2月1日

## 岬町議会

議	長	道	エ	晴	久
議	員	中	原		誯
議	員	坂	原	正	勝